

高知県省エネマイスター登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止や省エネ家電について十分な知識を持つ人材を高知県省エネマイスター（以下「省エネマイスター」という。）として登録することにより、地球温暖化防止の有効な手段としての省エネ家電の普及促進を図ることを目的とする。

(登録)

第2条 知事は、次のすべての要件を満たした者を省エネマイスターとして高知県省エネマイスター登録簿（以下「登録簿」という。）に登録することができる。

- (1) 省エネ家電販売店での実務経験が3年以上ある者
- (2) 高知県地球温暖化防止活動推進センターが行う省エネマイスター養成講座及び別表の内容を満たした講座を修了し、高知県地球温暖化防止活動推進センターが行う試験に合格した者
- (3) 地域での省エネ家電の普及啓発に関する助言又は指導等を行う意欲のある者

2 登録簿に登録する事項は、氏名、登録番号、登録の有効期間、現住所、勤務先の住所その他必要な事項とする。

(登録の手続)

第3条 登録を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書により知事に申請するものとする。

2 登録の有効期間は、2年とする。

3 知事は、被登録者に対し別記第2号様式による登録証を交付するものとする。

(活動実績等の報告)

第4条 省エネマイスターは、地域における省エネ家電普及活動や省エネマイスター相互の情報交換に努めなければならない。

2 省エネマイスターは、毎年3月末日までに、その前年の活動実績等（店頭での省エネ家電の購入アドバイス、省エネ診断、勉強会の講師、講演等、地域の温暖化防止普及、啓発イベントへの参画その他をいう。）を記載した別記第3号様式による活動報告書を知事に提出するものとする。

(登録の更新)

第5条 登録の有効期間の更新（以下「更新」という。）を受けようとする者は、有効期間の満了の3月前から1月前までの間に、別記第4号様式による申請書により、申請するものとする。

2 知事は、更新申請者が前条第2項に規定する活動報告書を提出している場合に登録の更新を行うものとする。

3 前条第2項に規定する活動報告書又は第1項の申請書を期限までに提出できなかった者が、有効期限の満了の日から4月以内に遅延理由を付して更新申請書を提出した場合であって、知事がその理由に妥当性があると認めるときは、この申請書を受理することができる。この場合において、登録の有効期限は、同年度に前項の更新が行われた者と同じ有効期限とする。

4 知事は、被登録者が前2項及び3項の更新申請を行わない場合は登録簿から当該被登録者の登録事項を抹消するものとする。

(変更の届出)

第6条 省エネマイスターは、登録簿の記載事項に変更が生じたときは1月以内に別記第5号様式により届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出書を受理したときは、速やかに当該登録簿を変更するものとする。

(登録の取り消し等)

第7条 知事は、省エネマイスターが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

(1) 本人から取り消しの申出があったとき。

(2) 省エネマイスターとしての活動が困難になったと認められるとき。

(3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(4) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

(5) その他省エネマイスターの信用を著しく損なったとき。

2 知事は、前項の規定に基づき登録を取り消したときは、当該登録を受けている者に対し理由を付してその旨通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた者は、直ちに交付を受けている登録証を知事に返納しなければならない。

4 登録証の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、1月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

5 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該死亡者又は失踪者の住所、氏名等を登録簿から抹消するものとする。

(省エネマイスターへの支援)

第8条 県は、省エネマイスターに関する情報を県民に提供すること等により、省エネマイスターの活動を支援するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、省エネマイスター登録制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月20日から施行し、第5条第1項の改正規定は平成22年度の更新から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月6日から施行する。

別表（第2条関係）

省エネマイスター登録要件必須カリキュラム

	講 座 の 内 容
1	地球温暖化と私たちの暮らし
2	電気が家庭に届くまで
3	省エネ家電と家庭での省エネの方法
4	省エネラベルと省エネ家電普及プログラムについて
5	省エネマイスター先進事例に学ぶ

第1号様式（第3条関係）

氏名	
現住所	電話：
勤務先の住所	電話： ファックス： E-mailアドレス：
上記により、高知県省エネマイスターとして登録を受けたいので、高知県省エネマイスター登録制度実施要綱第３条第１項の規定に基づき申請します。 高 知 県 知 事 様 氏 名 印	
添付書類 １ 家電販売実務経験報告書 ２ 高知県省エネマイスター養成講座修了書の写し ３ 講座修了書（別表に定めるカリキュラム内容の講座を別途修了）の写し ４ 高知県省エネマイスター試験合格通知書の写し ※２、３及び４は高知県地球温暖化防止活動推進センター発行のものに限る ※３については、「別表」に定めるカリキュラムのうち、省エネマイスター養成講座以外の講座にて受講したものがある場合添付する。	

表 面

割
印

(写 真)	高知県省エネマイスター登録証		
	No. _____		
	氏 名		
	登録期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
高知県省エネマイスター登録制度実施要綱第2条 第1項の規定により、高知県省エネマイスターに 登録していることを証明します。			
年 月 日			
高知県知事 氏 名 印			

裏 面

高知県省エネマイスターは、地球温暖化防止を目的に省エネ家電の 普及啓発、省エネ診断、省エネについての幅広い情報を提供するた めの活動を行います。
〈注 意〉 1 この登録証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 2 この登録証の記載事項を書き直すことはできない。 3 高知県省エネマイスター登録を取り消したときは、この登録証を直ちに発行者に 返付しなければならない。

- 1 用紙の大きさは縦 5.5cm 横 8.6cm とする。
- 2 写真の大きさは、縦 3.0cm 横 2.5cm とする。

第3号様式（第4条関係）

高知県省エネマイスター活動実績報告書

年

氏名	
登録番号	
連絡先	電話： ファックス： E-mailアドレス：
環境保全活動の実績	
（店頭での省エネ家電の購入アドバイス、省エネ診断、勉強会の講師、講演等、地域の温暖化防止普及、啓発イベントへの参画その他）の実績を記載してください。	
上記により、高知県省エネマイスター活動実績報告書を高知県省エネマイスター登録制度実施要綱第4条第2項の規定に基づき報告します。 年 月 日 氏名 印 高知県知事様	

第4号様式（第5条関係）

高知県省エネマイスター更新申請書

氏 名	
登録番号	
登 録 の 有 効 期 間	年 月 日～ 年 月 日
現 住 所	電 話 :
勤務先の住所	電 話 : ファックス : E-mailアドレス :
上記により、高知県省エネマイスターとして登録の有効期間の更新を受けたいので、 高知県省エネマイスター登録制度実施要綱第5条第1項の規定に基づき申請します。	
年 月 日	
氏 名 印	
高 知 県 知 事 様	

第5号様式（第6条関係）

高知県省エネマイスター登録簿変更届出書

氏 名			
登録番号			
連絡先	電 話： ファックス： E-mailアドレス：		
変 更 の あ っ た 事 項			
変 更 前		変 更 後	
上記により、高知県省エネマイスター登録制度要綱第6条第1項の規定により、省エネマイスター登録簿の変更について届け出ます。			
年 月 日			
氏 名 印			
高 知 県 知 事 様			